

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第52号

#### 鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等（以下「削除別表等」という。）を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表及び別表の細目の表示、削除条並びに削除別表等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表及び別表の細目の表示、追加条並びに追加別表等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（10） 略 （11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第10項までの規定により出納機関とみなされる機関を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第10項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。  （12） 略</p>	<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（10） 略 （11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部和牛全共室、鳥取県東部総合事務所福祉保健局、鳥取県西部総合事務所福祉保健局、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第12項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。  （12） 略  （副出納長の専決事項）</p>

第5条 削除

(出納局長等の委任決裁事項)

第7条 出納局長及び室長の委任決裁事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
出納局長	副出納長	出納局長
副出納長	出納局長	主務室長
出納局長	主務室長	室長補佐
会計管理室長	略	
	その他の事務 にあつては、 室長補佐	
略		

2 略

別表第1(第4条関係)

出納長の決裁事項

(1)~(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 一件5,000万円以上の国の収入及び支出の決議

(8) 一件5,000万円以上の国の支出負担行為の確認

(9) 略

第5条 副出納長の専決事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

(出納局長等の委任決裁事項)

第7条 出納局長及び室長の委任決裁事項は、別表第6に掲げるとおりとする。

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
出納局長	副出納長	
副出納長	主務室長	
出納局長	主務室長	
会計管理室長	略	
	その他の事務 にあつては、 室長補佐	副主幹
略		

2 略

別表第1(第4条関係)

出納長の決裁事項

(1)~(4) 略

(5) 歳計現金及び歳入歳出外現金の預託

(6) 略

(7) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の会計検査の実施

(8) 略

(9) 国の収入及び支出並びに債権の管理の決議

(10) 国の支出負担行為の確認

(11) 略

別表第2(第5条関係)

副出納長の専決事項

(1) 一件5,000万円以上1億円未満の建設工事請負費の支出

(2) 一件2,000万円以上5,000万円未満の支出(義務経費等の支出を除く。)

別表第2 削除

別表第3 (第6条関係)

出納局長及び室長の専決事項

区分	出納局長専決事項	室長専決事項
共通	1～23 略 24 鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え 25 略	1～13 略 14 1件1,000万円以上の支出命令 15 略
会計管理室	1～5 略 6 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管 7 有価証券(公有財産又は基金に属するものに限る。)の出納及び保管 8 1件の見積価格2,000万円以上の物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。) 9 現金及び財産の記録管理 10 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査の実施並びに検査結果に基づき必要な措置を求める決定 11 1件2,000万円以上5,000万円未満の国の収入及び	1 略 2 1件の見積価格2,000万円未満の物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。) 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 1件2,000万円未満の国の収入及び 16 1件2,000万円

(3) 一件の見積価格2,000万円以上の物品の出納

(4) 鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え

別表第3 (第6条関係)

出納局長及び室長の専決事項

区分	出納局長専決事項	室長専決事項
共通	1～23 略 24 略	1～13 略 14 略
会計管理室	1～5 略	1 有価証券(公有財産又は基金に属するものに限る。)の出納 2 略 3 1件の見積価格2,000万円未満の物品の出納 4 略 5 略 6 1件1,000万円以上の支出命令 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略

	支出の決議 <u>12 1件2,000万円以上5,000万円未満の国の支出負担行為の確認</u> <u>13 国の債権の管理の決議</u>	未満の国の支出負担行為の確認 17 略
出納室	<u>1 1件5,000万円以上1億円未満の建設工事請負費の支出</u> <u>2 1件2,000万円以上5,000万円未満の支出（義務経費等の支出を除く。）</u>	1 報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職年金の支出 2 略 3 1件2,000万円未満の支出（義務経費等の支出を除く。） 4 略 5 略 6 略 7 略

備考 略

別表第4（第6条関係）

室長補佐、主幹及び副主幹の専決事項

区分	室長補佐専決事項	主幹及び副主幹の専決事項
略		
出納室		<u>1 同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための支出</u> 2 略 3 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

		17 略
出納室		<u>1 1件30万円以上の義務経費等の支出（建設工事請負費の支出を除く。）</u> 2 略 <u>3 1件30万円以上2,000万円未満の支出及び食糧費の支出を除く。）</u> <u>4 1件10万円以上2,000万円未満の食糧費の支出</u> 5 略 6 略 7 略 8 略

備考 略

別表第4（第6条関係）

室長補佐、主幹及び副主幹の専決事項

区分	室長補佐専決事項	主幹及び副主幹の専決事項
略		
出納室		<u>1 1件30万円未満の支出（建設工事請負費及び食糧費の支出を除く。）</u> <u>2 1件10万円未満の食糧費の支出</u> 3 略 4 略